

大洲市民文化会館建設検討委員会設置要綱の制定について  
大洲市民文化会館建設検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年6月15日

大洲市長 二 宮 隆 久

### 大洲市民文化会館建設検討委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 大洲市民文化会館の建設等に関する事項を検討するため、大洲市民文化会館建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 大洲市民文化会館の施設整備に関すること。
- (2) 大洲市民文化会館の管理運営に関すること。
- (3) その他大洲市民文化会館建設等に関し必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の関係者
- (2) 地域の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員委嘱後の最初の会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(費用弁償等)

第8条 委員が会議に出席したときは、当該委員に対し、費用弁償及び報償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、財政契約課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年6月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条に規定する所掌事務が終了したときにその効力を失う。